

札幌市健康づくりセンター条例の一部を改正する条例案

令和6年(2024年)11月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市健康づくりセンター条例の一部を改正する条例

札幌市健康づくりセンター条例(昭和62年条例第4号)の一部を次のように改正する。

- (1) 附則第2項中「390円」を「430円」に、「1,950円」を「2,150円」に改める。
- (2) 別表中「390円」を「430円」に、「1,950円」を「2,150円」に、「200円」を「220円」に、「1,000円」を「1,100円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の附則第2項(回数券6枚つづり(以下「回数券」という。)の使用料に係る部分を除く。)及び別表(回数券の使用料に係る部分を除く。)の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に発行された回数券は、施行日以後においても使用することができる。

(理 由)

健康づくりセンターの運動指導室等の使用料を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定するため、本案を提出する。